

11 腐敗の防止に関する国際連 合条約(国連腐敗防止条約)

(抄)

採 択 二〇〇三年(〇月三十一日)
 国際連合総会決議五八/四附屬書
 効力発生 二〇〇五年二月一四日
 日本国 二〇〇三年二月九日署名

前 文 (略)

第一章 一般規定

第一条(目的) この条約は、次のことを目的とする。

- (a) 一層効果的かつ効果的に腐敗を防止し及びこれと戦うための措置を促進し及び強化すること。
- (b) 腐敗を防止し及びこれと戦うことにおける国際協力及び技術援助(財産の回復におけるものを含む)を促進し、容易にし及び支援すること。
- (c) 誠実性及び説明責任を助長し並びに公務及び公の財産の適切な管理を促進すること。

第二条(用語) この条約の適用上、

「公務員」とは、(i) 締約国の立法、行政又は司法に属する職にある者(任命されたか選出されたか、常勤か非常勤か、報酬が支払われているか無報酬か、また、先任順を問わない)、(ii) 公的な任務公的機関又は公的な企業のためのものを含む)を遂行し又は公的役務を提供するその他の者であつて、締約国の国内法において定義され、かつ、当該締約国の法の関連する分野の適用を受けるもの及び(iii) 締約国の国内法に「公務員」として定められるその他の者をいう。もつとも、第二章に定める特定の措置のためには、「公務員」とは、公的な任務を

遂行し又は公的役務を提供する者であつて、締約国の国内法において定義され、かつ、当該締約国の法の関連する分野の適用を受けるものをいうことがでる。

(b) 「外国公務員」とは、外国の立法、行政又は司法に属する職にある者任命されたか選出されたかを問わない。及び外国のために公的な任務を遂行する者(当該外国の公的機関又は公的な企業のためにに任務を遂行する者を含む。)をいう。

(c) 「公的国際機関の職員」とは、国際的な一般公務員又は公的機関のために行動する一般公務員を公的機関によつて認められた者をいう。

(d) 「財産」とは、有体物であるか無体物であるか、動産であるか不動産であるか及び有形であるか無形であるかを問わず、あらゆる種類の財産及びこれらの財産に関する権原又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。

(e) 「犯罪収益」とは、犯罪の実行により生じ又は直接若しくは間接に得られた財産をいう。

(f) 「凍結」又は「押収」とは、裁判所その他の権限のある当局が出した命令に基づき財産の移転、転換、処分若しくは移動を一時的に禁止すること又は当該命令に基づき財産の一時的な保管若しくは管理を行うことをいう。

(g) 「没収」とは、裁判所その他の権限のある当局の命令による財産の永久的な剥はく奪をいう。

(h) 「前提犯罪」とは、その結果として第二三条に規定する犯罪の対象となり得る収益が生じた犯罪をいう。

(i) 「監視付移転」とは、犯罪を捜査するため及び犯罪を実行し又はその実行に関与した者を特定するため、一又は二以上の国の権限のある当局が、事情を知りながら、かつ、その監視の下に、不正な又はその疑いがある送り荷が当該一又は二以上の国の領域を出、これを通過し又はこれに入ること

を認め、この方法をいう。

第三条 (適用範囲) 1 この条約は、この条約に定めるところにより、腐敗の防止、捜査及び訴追並びにこの条約に従つて定められる犯罪の収益の凍結、押収没収及び返還について適用する。

2 この条約の実施に当たっては、別段の定めがある場合を除くほか、この条約に定める犯罪により国の財産に対する損害又は侵害が生ずることを必要としない。

第四条 (主権の保護) (目7、第四条参照)

第二章 防止措置

第五条 (腐敗防止のための政策及び措置) 1 締約国は、自国の法制の基本原則に従ひ、社会の参加を促進し、かつ、法の支配の原則、公務及び公の財産の適切な管理、誠実性、透明性並びに説明責任を反映させる効果的で調整された腐敗防止政策を促進し及び実施し又は維持する。

2 締約国は、腐敗の防止を目的とする効果的な措置を確立し及び促進するよう努める。

3 締約国は、腐敗を防止し及びこれと戦うために関連する法的文書及び行政上の措置が妥当であるかを否かを決定するため、これらを定期的に評価するよう努める。

4 締約国は、適当な場合には、自国の法制の基本原則に従ひ、この条の措置を促進し及び発展させることにおいて相互に並びに関連する国際機関及び地域機関と協力を。その協力には、腐敗の防止を目的とする国際的な計画及び事業への参加を含めることができる。

第六条 (腐敗防止のための機関) (略)

第七条 (公共部門) 1 締約国は、適当な場合には、自国の法制の基本原則に従ひ、一般公務員及び適当な場合には他の選出に依らない公務員の募集、雇用、昇進及び退職のための次のような制度を採用し、維持し及び強化するよう努める。

(a) 効率的な、透明性並びに能力、公平及び適正等の客観的な基準の原則に基づくもの

(b) 特に腐敗の影響を受けやすいとされる公的な地位に就く者の選定及び訓練並びに適当な場合にはそのような者の他の地位への交替のための適切な手続を含むもの

(c) 自国の経済発展の水準を考慮して、適正な報酬及び公正な給与表を促進するもの

(d) これらの者が公的な任務の正しい、高潔な、かつ、適正な遂行のための要件を満たすことができ、かつ、適正な遂行のための危険性についての意識を高めるための専門的かつ適切な訓練を提供するもの。これらの計画は、適用される分野における行動の規範又は基準について規定することができる。

2 締約国は、また、公職への立候補及び選出に関する基準を定める適当な立法上及び行政上の措置であつて、この条約の目的に適合し、かつ、自国の国内法の基本原則に従うものをとることを考慮する。

3 締約国は、また、選出される公職への立候補の資金及び適当な場合には政党の資金の透明性を高めるため、適当な立法上及び行政上の措置であつて、この条約の目的に適合し、かつ、自国の国内法の基本原則に従うものをとることを考慮する。

4 締約国は、自国の国内法の基本原則に従ひ、透明性を高め及び利益相反を防止する制度を採用し、維持し及び強化するよう努める。

第八条 (公務員の行動規範) 1 締約国は、腐敗と戦うため、自国の法制の基本原則に従ひ、自国の公務員の間において特に誠実性、廉直及び責任感を助長する

2 締約国は、特に、自国の制度的及び法的な体系の範囲内で、公的な任務の正しい、高潔な、かつ、適正な遂行のための行動の規範又は基準を適用するよう努める。

3 締約国は、この条の規定を実施するため、適當な場合には、自国の法制の基本原則に従い、一九九六年一月二二日の國際連合總會決議第五九号(第一五一回会期)の附屬書に定める公務員の國際的行動規範等の地域機関、地域間機関及び多数国間機関の関連する提案に留意する。

4 締約国は、また、自国の国内法の基本原則に従い、公務員がその任務の遂行に当たり腐敗の行為を知るに至つた場合には、その行為について適當な当局に報告することを促進するための措置及び制度の確立を考慮する。

5 締約国は、適當な場合には、自国の国内法の基本原則に従い、公務員に対し、特に任務外の活動、雇用投資、資産及び相當の贈与又は利益であつて公務員としての自己の任務との関係において利益相反が生じ得るものに関し、適當な当局に対して申告を行うことを求める措置及び制度を確立するよう努める。

6 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、この条の規定に従つて定める規範又は基準に違反する公務員に対し懲戒処分を行い又は他の措置をとることを考慮する。

第九条(公的な調達及び公的な資金の管理) 1 締約国は、自国の法制の基本原則に従い、意思決定における透明性、競争及び客観的な基準に基づく適當な調達の制度であつて特に腐敗の防止に効果的なものを設けるための必要な措置をとる。これらの制度については、その適用における限界価値を考慮することができるものとし、特に次のことを行う。

(a) 潜在的な入札者に対し、その入札書を準備し、かつ、提出するための十分な時間を与えるように調達の手続及び契約に関する情報(入札への招請及び落札に関連する情報を含む)を公に配布すること。

(b) 参加の条件(選出及び落札の基準並びに入札の規則を含む)を事前に定め及びそれを公表すること。

と。

(c) 規則又は手続の正しい適用についての事後の確認を容易にするために公的な調達決定のための客観的かつあらかじめ定められた基準を用いること。

(d) この1の規定に従つて定められる規則又は手続が実施されない場合の法的な求償及び救済を確保するため国内の見直しのための効果的な制度(異議の申立ての効果的な制度を含む)を設けること。

(e) 適當な場合には、特定の公的な調達における利益の申告、手続の審査及び訓練の要件等の調達に責任を有する職員に関する事項を規律する措置をとること。

2 締約国は、自国の法制の基本原則に従い、公的な資金の管理における透明性及び説明責任を促進するための適當な措置をとる。これらの措置には、特に次の事項を含める。

(a) 国の予算の採択のための手続

(b) 歳入及び歳出に関する時宜を得た報告

(c) 会計及び監査の基準並びに関連する監督の制度

(d) 危険の管理及び内部の管理の効果かつ効率のな制度

3 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、公的な支出及び収入に関する会計帳簿、記録、財務諸表その他の文書の完全性を維持するため及びこれらの文書の虚偽の記載を防止するため、必要な民事上及び行政上の措置をとる。

第一〇条(公的な報告) 締約国は、腐敗と戦ふ必要を考慮して、自国の国内法の基本原則に従い、行政機関における透明性を高めるため、必要な措置、適當な場合には、その行政機関の組織、機能及び決定手続に関連するものを含む)をとる。これらの措置には、特に次のことを含めることができる。

(a) 適當な場合には、自国の行政機関の組織、機能及び決定手続に関する情報並びに公衆に係る決定及び法律行為に関する情報であつてプライバシー及び個人情報保護の保護に妥当な考慮を払つたものを一般公衆が得ることを認める手続又は規則を定めること。

(b) 適當な場合には、公衆が権限のある決定当局を利用することを容易にするために行政上の手続を簡素化すること。

(c) 情報を公表すること。この情報には、自国の行政機関における腐敗の危険に関する定期報告を含めることができる。

第一条(司法機関及び訴追部門に関する措置) 1 締約国は、司法機関の独立性及び腐敗との戦いにおける重要な役割に留意して、自国の法制の基本原則に従い、かつ、司法の独立性を妨げることなく、誠実性を強化し及び司法機関の職員の間における腐敗の機会を防止するための措置をとる。これらの措置には、司法機関の職員の行動に関する規則を含めることができる。

2 1の規定に従つてとられる措置と同等の効果がある措置は、訴追部門が司法機関の一部を成していないが司法部門の独立性と同様の独立性を付与されている締約国において、訴追部門内において導入し、適用することができる。

第二条(民間部門) 1 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、民間部門が関係する腐敗を防止するための措置をとり、民間部門における会計及び監査の基準を向上させ、並びに適當な場合にはそのような措置の不履行に関し、効果的で、均衡がとれたかつ抑止力のある民事上、行政上又は刑事上の罰則を定める。

2 これらの目的を達成するための措置には、特に次のことを含めることができる。

(a) 法執行機関と関連する民間団体との間の協力を

- (b) 促進すること。
- (c) 民間団体の間における透明性を高めさせること（適当な場合には、法人の設立及び運営に関係する法人及び自然人の身分に開示する措置を含む。）
- (d) 民間団体を規律する手続（公的な当局が商業活動のために付与する補助金及び免許に関する手続を含む。）の悪用を防止すること。
- (e) 適当な場合には、合理的な期間、公務員であつた者の職業活動及び民間部門が公務員をその辞職又は退職の後に雇用することにつき、そのような活動又は雇用がこれらの公務員がその任期中に行い又は監督していた任務に直接関係するときは、制限を課することにより利益相反を防止すること。
- (f) 民間企業が、その構成及び規模を考慮して、腐敗の行為を防止し及び探知することに資する内部の十分な監査管理を有すること並びにその口座及び行われた財務諸表が適当な監査及び証明手続に従つてこれを確保すること。
- 3 締約国は、腐敗を防止するため、帳簿及び記録の保持、財務諸表の開示並びに会計及び監査の基準に関する自国の法令に従ひ、この条約に従つて定められる犯罪を行うことを目的として行われる次の行為を禁止するため、必要な措置をとる。
 - (a) 簿外勘定を設定すること。
 - (b) 帳簿外での取引又は不適切に識別された取引を実施すること。
 - (c) 架空の支出を記載すること。
 - (d) 目的が不正確に識別された負債を記入すること。

- 4 締約国は、賄賂となる支出であつて、後に第一五一条及び第一六条の規定に従つて定められる犯罪を構成する要素の一となるもの並びに適当な場合には腐敗を行うために要した他の費用に係る税の控除を承認してはならない。
- 第一三条（社会の参加） 締約国は、自国が有する手段の範囲内で、かつ、自国の国内法の基本原則に従ひ、腐敗を防止し及びこれと戦ふことにおいて、市民社会、非政府機関、社会団体等の公共部門外の個人及び集団の積極的な参加を促進するため並びに腐敗の存在、原因及び重大性並びに腐敗もたらす脅威についての公衆の意識を高めるための適当な措置をとる。この参加は、次の措置によつて強化される。
 - (a) 決定手続の透明性を高め及び決定手続への公衆の寄与を促進すること。
 - (b) 公衆が情報を効果的に利用することのできるようにする。
 - (c) 腐敗を許容しないことに寄与する公衆のための情報活動及び公衆のための教育計画（学校及び大学の教育課程を含む。）を実施すること。
 - (d) 腐敗に関する情報を求め、受け、公表し及び普及させる自由を尊重し、促進し及び保護することができ、かつ、その制限は、法律によつて定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (i) 他者の権利又は信用の尊重
 - (ii) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護
- 2 締約国は、この条約に定める腐敗防止の関連機関が公衆に周知されるよう適当な措置をとるものとし、適当な場合には、この条約に従つて定められる犯罪

- 第一五条（国内公務員の贈収随締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
 - (a) 公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たつて行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員自身、他者又は団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出又は供与すること。
 - (b) 公務員が、自己の公務の遂行に当たつて行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員自身、他者又は団体のために不当な利益を直接又は間接に要求し又は受領すること。
- 第一六条（外国公務員又は公的国際機関の職員） 贈収随 1 締約国は、国際商取引において商取引又は他の不当な利益を取得し又は維持するために、外国公務員又は公的国際機関の職員に対し、当該外国公務員又は公的国際機関の職員が公務の遂行に当たつて行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員若しくは公的国際機関の職員自身、他者又は団体のために故意に、不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出又は供与することを直接とするため、必要な立法その他の措置をとる。
 - 2 締約国は、外国公務員又は公的国際機関の職員が、自己の公務の遂行に当たつて行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該外国公務員若しくは公的国際機関の職員自身、他者又は団体のために故意に、不当な利益を直接又は間接に要求し又は受領することを犯罪とするため、必要な立法その他の
- 第三章 犯罪化及び法執行
 - 第一四条（資金洗浄を防止するための措置）（略）（目7、第七條参照）

措置をとることを検討する。

第一七条 公務員が、自己、他の者又は団体の利益のために、当該公務員の地位に基づき自己に委託された財産、公的又は私的な資金又は証券その他の価値を有することを物につき故意に横領、着服その他の流用を行うことを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

第一八条 影響力に係る取引) 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。

(a) 公務員又は他の者に対し、当該公務員又は他の者が、行為の最初の教唆者その他の者のために自国の行政当局又は公の当局から不当な利益を得るため自身の現実の影響力又は影響力と推定されるものを悪用することを目的として、不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出又は供与すること。

(b) 公務員又は他の者が、自国の行政当局又は公の当局から不当な利益を得るために自身の現実の影響力又は影響力と推定されるものを悪用することを目的として、不当な利益を直接又は間接に要求し又は受領すること。

第一九条 職務の濫用) 締約国は、公務員が自己、他の者又は団体のために不当な利益を取得するため、自己の任務の遂行に当たって、職務又は地位を濫用すること、すなわち、法令に違反して行為を遂行すること又は遂行しないことを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。

第二〇条 不正な蓄財) 締約国は、自国の憲法及び法制の基本原則に従い、不正な蓄財が故意に行われること、すなわち、公務員が自身の合法的な取入との関係において合理的に説明することのできない財産の著しい増加を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。

第二一条 (民間部門における贈収賄) 締約国は、経済上、

金融上又は商業上の活動において故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。

(a) 何らかの資格において民間部門の団体を管理し又はこれに勤務する者に対し、当該者がその任務に違反して行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該者自身又は他の者のために、不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出又は供与すること。

(b) 何らかの資格において民間部門の団体を管理し又はこれに勤務する者が、当該者の任務に違反して行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該者自身又は他の者のために、不当な利益を直接又は間接に要求し又は受領すること。

第二二条 (民間部門における財産の横領) 締約国は、いづれかの資格において民間部門の団体を管理し又はこれに勤務する者が、経済上、金融上又は商業上の活動において、当該者の地位に基づき自身に委託された財産、私的な資金又は証券その他の価値を有する物を故意に横領することを犯罪とするため、必要な立法その他の適当な措置をとることを考慮する。

第二三条 (犯罪収益の洗浄) (略) (第一七、第一八条参照)

第二四条 (隠匿) 締約国は、前条の規定の適用を妨げることなく、ある者が、この条約に従って定められる犯罪が行われた後に、当該犯罪に参加することなく、この条約に従って定められる犯罪の結果生じた財産であることを関係者として認識しながら故意に当該財産を隠匿し又は継続して保有することを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。

第二五条 (司法妨害) (略) (第一七、第二三条参照)

第二六条 (法人の責任) (略) (第一七、第二〇条参照)

第二七条 (参加及び未遂) 締約国は、自国の国内法の資格において共犯者、ほう助者又は教唆者として

参加することを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

2 締約国は、自国の国内法に従い、この条約に従って定められる犯罪の未遂を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることができる。

3 締約国は、自国の国内法に従い、この条約に従って定められる犯罪の予備を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることができる。

第二八条 犯罪の要件としての認識、故意及び目的) (略) (第一七、第一八条参照)

第二九条 訴追期間) (略) (第一七、第二一条参照)

第三〇条 訴追、裁判及び制裁) 1 締約国は、この条約に従って定められる犯罪の実行につき、これらの犯罪の重大性を考慮した制裁を科する。

2 締約国は、自国の法制及び憲法上の原則に従い、自国の公務員に対しその職務の遂行のために与える免除又は司法上の特権と、この条約に従って定められる犯罪につき必要の場合には効果的に捜査し、訴追し及び裁判する可能性との間に適当な均衡を確立し又は維持するため、必要な措置をとる。

3 締約国は、この条約に従って定められる犯罪を行なった者の訴追に関する国内法における法律上の裁量的な権限が、これらの犯罪に関する法の執行が最大の効果をもたせるように、かつ、これらの犯罪の実行を抑止することの必要性について適切な考慮を払って、行使されることを確保するよう努める。

4 締約国は、この条約に従って定められる犯罪については、自国の国内法に従い、かつ、防衛の権利に妥当な考慮を払って、裁判までの間又は上訴までの間に行われる釈放の決定に関連して課される条件においてその後の刑事手続への被告人の出頭を確保する必要性が考慮されることを確保するよう努めるため、適当な措置をとる。

5 締約国は、犯罪について有罪とされた者の早期釈放又は仮釈放の可否を検討するに当たり、当該犯罪

の重大性を考慮する。

6 締約国は、自国の法制の基本原則に適合する範囲内、適当な場合には、適当な当局がこの条約に従って定められる犯罪について訴追された公務員を、無罪推定の原則の尊重に留意して、解任し、その職を停止し又は異動することのできる手続を定めることを考慮する。

7 締約国は、犯罪の重大性により正当とされる場合には、自国の法制の基本原則に適合する範囲内で、この条約に従って定められる犯罪について有罪とされた者に関し、裁判所の命令その他の適当な措置により自国の国内法が定める期間次のことを失格とする手続を定めることを考慮する。

(a) 公職に在任すること。
(b) 自国がその全部又は一部を所有する企業に在任すること。

8 1の規定は、権限のある当局が一般公務員に対して懲戒権を行使することに影響を及ぼすものではない。

9 この条約のいかなる規定も、この条約に従って定められる犯罪並びに適用可能な法律上の犯罪阻却事由及び行為の合法性を規律する他の法的原則は締約国の国内法により定められるという原則並びにこれらの犯罪は締約国の国内法に従って訴追され及び処罰されるという原則に影響を及ぼすものではない。

10 締約国は、この条約に従って定められる犯罪について有罪とされた者の社会への復帰を促進するよう努める。

第三一条 凍結、没収及び押収 (略) (117、第一二条 参照)

第三二条 証人、専門家及び被害者の保護 (略) (117、第二四条、第二五条3参照)

第三三条 報告者の保護 締約国は、この条約に従って定められる犯罪に関する事実につき誠実にかつ合理的な根拠によって権限のある当局に報告する者に対

する不当な待遇からの保護を与える適当な措置を自国の法令に含めることを考慮する。

第三四条 腐敗の行為の影響 締約国は、第三者の善意に取得された権利に妥当な考慮を払い、自国の国内法の基本原則に従い、腐敗の影響に対処する措置をとる。このため、締約国は、契約を取り消し若しくは解除し、免許その他これに類する文書を取り消し又は他の是正措置をとるための法的手続における関連要因として腐敗を考慮することができる。

第三五条 損害の補償 締約国は、自国の国内法の原則に従い、腐敗の行為の結果として損害を被った団体又は者が補償を受けるためその損害について責任を有する者に対し法的手続を開始する権利を有することを確認するため、必要な措置をとる。

第三六条 専門的な当局 (略)

第三七条 法執行当局との協力 (略) (117、第二六条 参照)

第三八条 国内当局間の協力 (略)

第三九条 国内当局と民間部門との間の協力 (略)

第四〇条 銀行による秘密 締約国は、この条約に従って定められる犯罪について国内における刑事上の捜査を行う場合には、銀行による秘密に関する法律の適用上生じ得る障害を克服するため、自国の法制において適当な制度が利用可能であることを確保する。

第四一条 犯罪記録 (略)

第四二条 裁判権 (略) (117、第一五条参照)

第四章 国際協力

第四三条 国際協力 (略)

第四四条 犯罪人引渡し (略) (117、第一六条1参照)

3 (略) (117、第一六条2参照)

4 この条の規定の適用を受ける犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約にこの条の規定の適用を受ける犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。締約国は、自国の法令が認める場合において、自国がこの条約を引渡しに根拠とするときは、この条約に従って定められる犯罪を政治犯罪とみなさない。

5 (略) (117、第一六条4参照)

6 (略) (117、第一六条5参照)

7 (略) (117、第一六条6参照)

8 (略) (117、第一六条7参照)

9 (略) (117、第一六条8参照)

10 (略) (117、第一六条9参照)

11 (略) (117、第一六条10参照)

12 (略) (117、第一六条11参照)

13 (略) (117、第一六条12参照)

14 (略) (117、第一六条13参照)

15 (略) (117、第一六条14参照)

16 (略) (117、第一六条15参照)

17 (略) (117、第一六条16参照)

18 (略) (117、第一六条17参照)

第四五条 刑を言い渡された者の移送 (略)

第四六条 法律上の相互援助 (略) (117、第一八条参照)

第四七条 刑事手続の移管 (略)

第四八条 法執行のための協力 (略)

第四九条 共同捜査 (略)

第五〇条 特別な捜査方法 (略)

第五章 財産の回復

第五一条 一般規定 この章の規定に基づく財産の返還は、この条約の基本原則であり、締約国は、この点に関して最大限の広範な協力及び援助を相互に与え

る。

第五条 犯罪収益の移転の防止及び探知 1 締約国は、第四条の規定の適用を妨げることなく、自国の国内法に従い、自国の管轄内にある金融機関に対し、顧客の身元を確認すること、高額口座に預託された資金の受益者の身元を確定する妥当な措置をとること並びに重要な公的な任務を与えられている若しくは与えられていた者、その家族の構成員及びその者に密接な関係を有する者により又はこれらの者に代わって申込みされ又は保持されている口座について強化された審査を行うことを求めるため、必要な措置をとる。この強化された審査は、権限のある当局に対して報告することを目的として、疑わしい取引を探知するために合理的に行われるものとし、金融機関に対し顧客との合法的な業務を行うことを妨げ又は禁止するものと解されるべきではない。

2 締約国は、1に規定する措置の実施を容易にするため、自国の国内法に従い、かつ、資金洗浄と戦うために地域機関、地域間機関及び多数国間機関が行った関連の提案を参考として次のことを行う。

(a) 自国の管轄内にある金融機関であって強化された審査を適用することが求められているもの、口座に係る自然人又は法人の種類、特別の注意を払う口座及び取引の種類並びにこれらの口座の開設、維持及び記録保持についての適当な措置に関する勧告を行うこと。

(b) 適当な場合には、他の締約国の要請により又は自国の発意により、自国の管轄内にある金融機関に対し、金融機関が他の方法により身元を確認することのできる自然人又は法人に加え、これらの金融機関であって強化された審査を適用することが求められているものに係る特定の自然人又は法人の身元を通報すること。

3 締約国は、2(a)の規定に従い、金融機関が適当な期間1に規定する者に係る口座及び取引の適当な記

録を少なくとも、顧客及び可能な限り受益者の身元に関する情報を含むを保存することを確保するための措置をとる。

4 締約国は、この条約に従って定められる犯罪の収益の移転を防止し及び探知するため、自国の規制機関及び監督機関の援助により、実体がない、かつ、規制されていない金融上の集団に加入しない銀行の設立を防止するための適当かつ効果的な措置をとる。さらに、締約国は、自国の金融機関に対し、これらの銀行と銀行取引関係に入り又はこれを継続することと拒否すること及び実体がなく、かつ、規制されている金融上の集団に加入していない銀行がその口座を利用することを認める外国の金融機関との関係の確立を防止することを求めることを考慮することができる。

5 締約国は、自国の国内法に従い、適当な公務員に係る効果的な金融の開示制度を設けることを考慮し、及び不履行に対する適当な制裁について定める。また、締約国は、自国の権限のある当局が、この条約に従って定められる犯罪の収益を捜査し、請求し及び回復するために必要がある場合に他の締約国における権限のある当局とこれらに関する情報を共有することを認めるため、必要な措置をとることを考慮する。

6 締約国は、自国の国内法に従い、外国における金融口座につき利害関係を有し、契約しており又は他の権利を有する適当な公務員に対し、適当な当局にそのような関係を報告し及びこれらの口座に関する適当な記録を保管することを求めるため、必要な措置をとることを考慮する。この措置は、また、不履行に対する適当な制裁について定める。

第五三条 (財産の直接的な回復のための措置) 締約国は、自国の国内法に従い、次のことを行う。

(a) 他の締約国がこの条約に従って定められる犯罪の実行によって取得された財産の名義又は所有権

を確定するために自国の裁判所において民事訴訟を提起することを認めるための必要な措置をとること。

(b) 自国の裁判所がこの条約に従って定められる犯罪により損害を被った他の締約国に対する補償又は賠償の支払を当該犯罪を行った者に対して命じ、このことを認めるための必要な措置をとること。

(c) 自国の裁判所又は権限のある当局が、没収について決定しなければならぬ場合には、この条約に従って定められる犯罪の実行によって取得された財産の正当な所有者としての他の締約国の請求を認めることを可能とするための必要な措置をとること。

第五四条 没収についての国際協力による財産の回復のための仕組み 1 締約国は、この条約に従って定められる犯罪の実行によって又はこれに関連して取得された財産に関し、次条の規定に従い法律上の相互援助を提供するため、自国の国内法に従い、次のことを行う。

(a) 自国の権限のある当局が他の締約国の裁判所が出す没収についての命令を執行することを認めるための必要な措置をとること。

(b) 自国の権限のある当局が、管轄権を有する場合には、資金洗浄の裁判若しくは自国の管轄内における他の犯罪の裁判又は自国の国内法によって認められた他の手続により外国起源の財産の没収を命じ、このことを認めるための必要な措置をとること。

(c) 死亡、逃亡若しくは不在の理由により犯罪者を訴追することができない場合又は他の適当な場合には、有罪判決なしにこれらの財産を没収することを認めるための必要な措置をとることを考慮すること。

2 締約国は、自国の国内法に従い、次条2の規定に基づき要請により法律上の相互援助を提供するために次のことを行う。

(a) 要請を行った締約国の裁判所又は権限のある当局が出す凍結又は押収についての命令であった、要請を受けた締約国が、自国の権限のある当局が凍結又は押収を行うのに十分な理由があり、かつ、財産が最終的に1(a)の規定の目的のための没収についての命令の対象となり得ると信ずるに足りる合理的な根拠を与えるものに基づき、当該財産を凍結し又は押収することを認めるため、必要な措置をとること。

(b) 要請を受けた締約国が、自国の権限のある当局が凍結又は押収を行うのに十分な理由があり、かつ、財産が最終的に1(a)の規定の目的のための没収についての命令の対象となり得ると信ずるに足りる合理的な根拠を与える要請に基づき当該財産を凍結し又は押収することを認めるため、必要な措置をとること。

(c) 自国の権限のある当局が、財産の取得に係る外国における逮捕又は刑事上の訴追を根拠とする場合等において、没取のために当該財産を保全することを認めるための追加的な措置をとることを考慮すること。

第五五条 没取のための国際協力（略）（117、第一三条参照）

第五六条 特別な協力（略）

第五七条 財産の返還及び処分 1 締約国が第三一条又は第五五条の規定に基づいて没取した財産は、この条約及び当該締約国の国内法に従って処分する（3の規定による当該財産の正当な前所有者への返還を含む）。

2 締約国は、この条約に従い他の締約国の要請によって行動する場合には、自国の国内法の基本原則に従い、善意の第三者の権利を考慮して自国の権限のある当局が没取された財産を返還することができ、要請を受けた締約国は、第四六条、第五五条並び

(a) この条の1及び2の規定に従って次のことを行う。
第一七条及び第二三条に規定する公的資金の横領又は横領された公的資金の洗浄については、没取が、第五五条の規定に従い、かつ、要請を行った締約国における確定判決に基づいて行われた場合には、当該要請を行った締約国に対し当該没取された財産を返還すること。もつとも、当該要請を受けた締約国は、確定判決に基づくという要件を放棄することができる。

(b) この条約の対象となる他の犯罪の収益については、没取が、第五五条の規定に従い、かつ、要請を行った締約国における確定判決に基づいて行われた場合において、当該要請を行った締約国が要請を受けた締約国に対し没取された財産の以前の所有権を合理的に立証するとき又は当該要請を受けた締約国が当該要請を行った締約国に対し没取された財産の返還の理由として損害を認めるときは、当該要請を行った締約国に対し当該没取された財産を返還すること。もつとも、当該要請を受けた締約国は、確定判決に基づくという要件を放棄することができる。

(c) その他のすべてについては、没取された財産を要請を行った締約国若しくはその正当な前所有者に返還し又は犯罪の被害者に対して補償を行うことを優先的に考慮すること。

4 要請を受けた締約国は、適当な場合には、両締約国が別段の決定を行わない限り、この条の規定に従い没取された財産の返還又は処分に至る捜査、訴追又は司法手続において生ずる相当の経費を差し引くことができる。

5 両締約国は、また、適当な場合には、没取された財産の最終的な処分のため、個々の事例に依じて協定又は相互に受諾し得る取極を締結することにつき特別な考慮を払うことができる。

第五八条（金融情報機関）（略）

第五九条 二国間及び多数国間の協定及び取極（略）

第六〇章 技術援助及び情報の交換

第六〇条 訓練及び技術援助

第六一条 腐敗に関する情報の収集、交換（略）及び分析

第六二条 その他の措置（経済的な発展及び技術援助を通じたこの条約の実施）（117、第三〇条参照）

第七章 実施のための仕組み

第六三条 締約国会議（略）（117、第三二条参照）

第六四条 事務局（略）（117、第三三条参照）

第八章 最終規定

第六五条 条約の実施（略）（117、第三四条参照）

第六六条 紛争の解決（略）（117、第三五条参照）

第六七条 署名、批准、受諾、承認及び加入（略）（117、第三六条参照）

第六八条 効力発生 1 この条約は、三〇番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後九〇日目の日に効力を生ずる。この1の規定の適用上、地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

2 三〇番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この条約は、当該国若しくは地域的な経済統合のための機関によりこれらの文書が寄託された日の後三〇日目の日又はこの条約が1の規定により効力を生ずる日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

第六九条 改正（略）（117、第三九条参照）

第七〇条 廃棄（略）（117、第四〇条参照）

第七一条（寄託者及び言語）（略）（117、第四一条参照）